

令和2年度  
先着順方式による市有財産の売却  
(第1回 先着順売却のご案内)

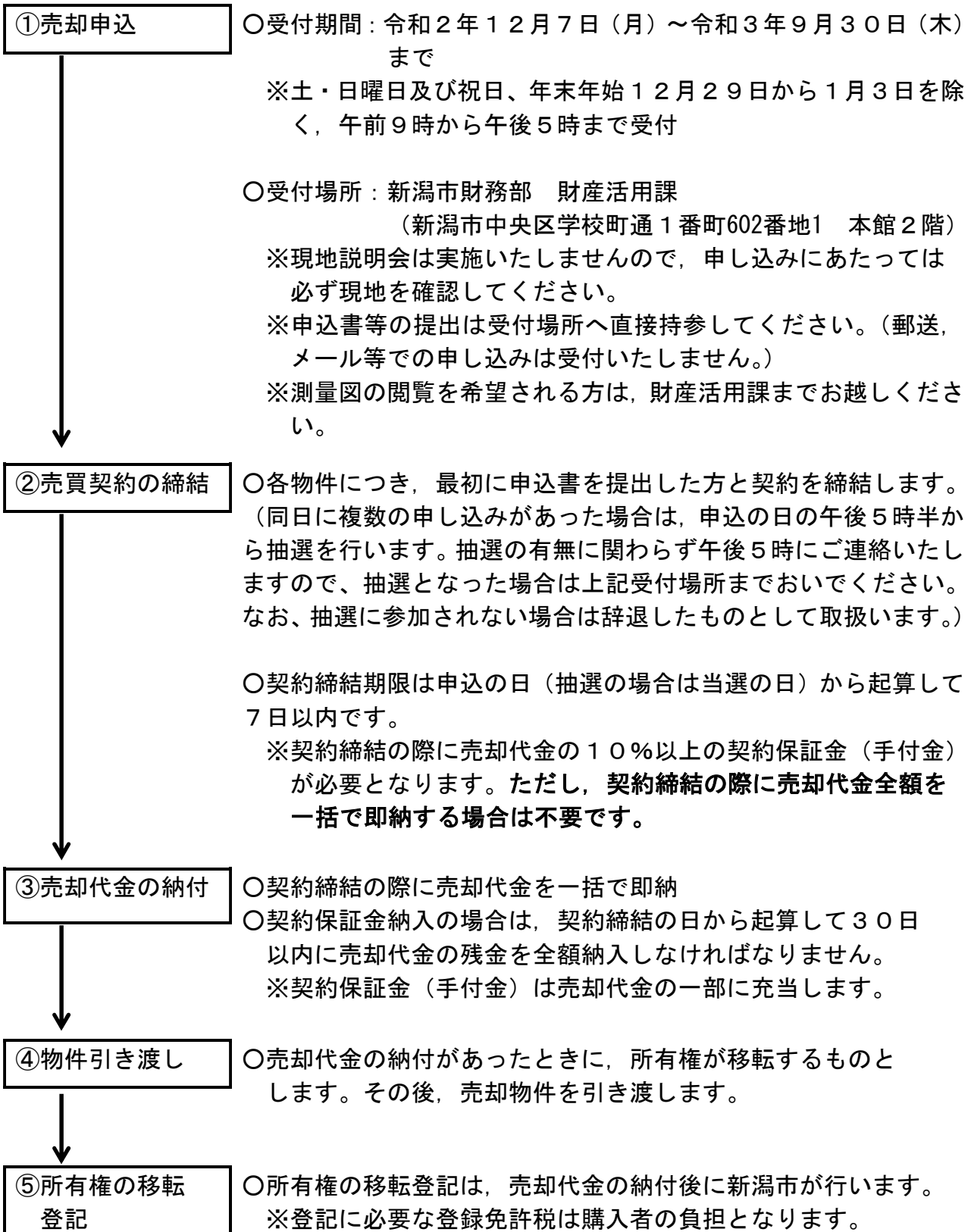
受付期間

令和2年12月7日(月)～令和3年9月30日(木)まで

## 目 次

	ページ
◆ <u>申し込みから所有権移転登記までの流れ</u> . . . . .	3
◆ <u>先着順売却のご案内</u>	
1 売却物件 . . . . .	4
2 先着順売却申込資格 . . . . .	5
3 売却にあたって付す条件 . . . . .	5
4 申込方法 . . . . .	5
5 契約の締結と売却代金の支払い . . . . .	6
6 所有権の移転等 . . . . .	6
7 その他 . . . . .	7
8 調書（物件調書・案内図・明細図） . . . . .	8
9 市有財産売買契約書（案）〔契約保証金契約時納入〕 . . . . .	20
10 市有財産売買契約書（案）〔売買代金契約時一括納入〕 . . . . .	23
◆ <u>先着順売却申込書類様式</u>	
様式 1 市有財産売却申込書 . . . . .	26
様式 2 同意書 . . . . .	27
様式 3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 . . . . .	28
様式 4 名簿（役員等一覧表） . . . . .	29
申込受付場所 案内図 . . . . .	30
問い合わせ先 . . . . .	30

◆ 申し込みから所有権移転登記までの流れ



# 先着順売却のご案内

「先着順売却」は、広く市有財産の売却希望者を募り、最初に申込書を提出した方（同日に複数の申し込みがあった場合は抽選で当選された方）を売買契約の相手方とするものです。

この物件の先着順売却に申込を希望される方は、次の各事項をよく読み、内容を十分把握したうえで申し込みください。

## 1 売却物件

物件番号	所在地	地目	実測面積 (平方メートル)	売却価格(円)
30-4	北区上土地亀字竹ノ通2761番5	宅地	187.96	3,760,000
45-1	秋葉区小須戸字町浦403番3	宅地	198.56	4,430,000
45-2	秋葉区小須戸字町浦403番5	宅地	282.67	5,710,000
45-3	秋葉区小須戸字町浦403番16	宅地	204.04	4,220,000
45-5	秋葉区小須戸字町浦403番18	宅地	203.45	4,330,000
74	西蒲区川崎字下辻323番16	宅地	163.62	4,660,000

※売却物件の詳細は、物件調書（8ページから19ページ）をご覧ください。

（注1）現地説明会は実施いたしませんので、申し込みにあたり現地をご確認のうえお申し込みください。

（注2）売却物件は現況引渡しとなります。当該地上の工作物、樹木等についても現状有姿のまま引き渡すこととなります。

（注3）売却物件の測量図の閲覧を希望される方は、財産活用課（30ページ案内図参照）までお越しください。

閲覧期間は、令和2年12月7日（月）から令和3年9月30日（木）までとします。（土・日曜日及び祝日、年末年始12月29日から1月3日を除く、午前9時から午後5時まで閲覧可）

## 2 先着順売却申込資格

- (1) 申し込みができるのは、個人及び法人とします。  
※2名以上の連名（共有）による申し込みもできます。
- (2) 次の事項に該当する場合は、申し込みをすることができません。
- ① 成年被後見人
  - ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ③ 破産者で復権を得ない者
  - ④ 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後2年を経過していない者
  - ⑤ 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第6条に規定する排除対象者

## 3 売却にあたって付す条件

売買契約締結に際し、次の内容の条件を付します。

- (1) 風俗営業等の禁止  
売却物件の引渡しの日から5年間、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできない。
- (2) 暴力団事務所等への使用禁止  
売却物件の引渡しの日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできない。
- (3) 違約金  
上記（1）または（2）に定める義務に違反した場合、売却代金の100分の30に相当する金額を違約金として徴収します。

## 4 申込方法

### (1) 申込書類

先着順売却の申し込みをする方は、下記申込書類をご提出ください。

- ① 市有財産売却申込書（様式1をご利用ください）
- ② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式3・様式4をご利用ください。）
- ③ 添付書類（発行日から1ヶ月以内のもの）  
個人の場合 住民票  
法人の場合 登記事項証明書（現在事項証明書）、定款又は寄附行為（原本証明が必要）

(注1) 2名以上の連名（共有）で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

(注2) 申込人が、未成年者、被保佐人等の場合は同意書（様式2）が必要です。

### (2) 受付期間

令和2年12月7日（月）から令和3年9月30日（木）まで

（土・日曜日及び祝日、年末年始12月29日から1月3日を除く、午前9時から午後5時まで受付）

(3) 受付場所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1（市役所本館2階）  
新潟市財務部 財産活用課

(4) その他

- ① 申込書等の提出は受付場所へ直接持参してください。  
※郵送，メール等での申し込みは受け付けいたしません。直接来庁してお申し込みください。
- ② 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
- ③ 同日に同一物件に複数の申し込みがあったときは，申込の日の午後5時半から抽選を行います。  
抽選の有無に関わらず午後5時にご連絡いたしますので，抽選となった場合は，4（3）受付場所までおいでください。なお、抽選に参加されない場合は辞退したものととして取扱います。
- ④ 先着順のため，売約済みの場合がありますのでご了承ください。

## 5 契約の締結と売却代金の支払い

- (1) 落札者は，申込の日（抽選の場合は当選の日）から起算して7日以内に売買契約を締結しなければなりません。

期限までに契約を締結されない場合は，契約決定は無効となりますので，ご注意ください。

- (2) 落札者は，契約締結の際に売却代金の100分の10以上の契約保証金が必要となります。

ただし，契約締結の際に売却代金全額を一括で即納する場合は不要です。

- (3) 落札者は，契約締結の際に発行する納入通知書により，売却代金等を指定された期日までに納入しなければなりません。

売却代金の支払いは，契約締結の際に一括で即納するか，または契約保証金納入の場合は，契約締結の日から起算して30日以内に売却代金の残金を全額納入しなければなりません。

なお，売却代金を納付期限までに支払わなかった場合には，契約は解除となり，契約保証金は市に帰属します。

- (4) 売買契約締結に必要なもの

- ① 印鑑（申込書に押印したもの）
- ② 収入印紙

【参考】収入印紙（国税）

令和4年3月31日まで

契約金額	収入印紙の額
100万円超え 500万円以下	1千円
500万円超え 1千万円以下	5千円
1千万円超え 5千万円以下	1万円

## 6 所有権の移転等

- (1) 売却代金の支払いがあったときに所有権が移転するものとします。その後、売却物件を引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、売却代金納付後、買受人の請求により市が行います。
- (3) 登記名義人は申込者本人です。

### (4) 所有権移転登記に必要なもの

#### ① 登録免許税納付の際に交付される領収証書

- ・登録免許税額の計算については

固定資産税評価額（千円未満切捨て）× 1.5%（百円未満切捨て）

（平成31年4月1日から令和3年3月31日まで）

- ・納付方法

金融機関において、国税納付書にて納付してください

#### 【参考】登録免許税（国税）

##### ◎土地の所有権の移転登記

内容	課税標準	税率	軽減税率（措法72）
売買	不動産の価額 （固定資産税評価額）	1,000分の20	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで 1,000分の15

#### ② 所有権移転登記嘱託請求書

必要な事項を記載し、記名・押印（申込書に押印した印鑑）のうえご提出ください。

※令和3年4月1日以降の、登録免許税の計算については、契約時点において国税で定めた率で計算します。

## 7 その他

- (1) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (2) 越境物に関する隣接地所有者との協議については、すべて落札者において行っていただきます。
- (3) 売買物件の地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていません。
- (4) 売却物件の案内看板は、誤解を招くことがないように、落札者において、すみやかに処分又は管理先を明記してください。
- (5) 入札、契約結果については、新潟市建設工事等の入札結果等の公表に関する取扱い要綱に準じた取扱いとし、入札参加者などの公表を行います。

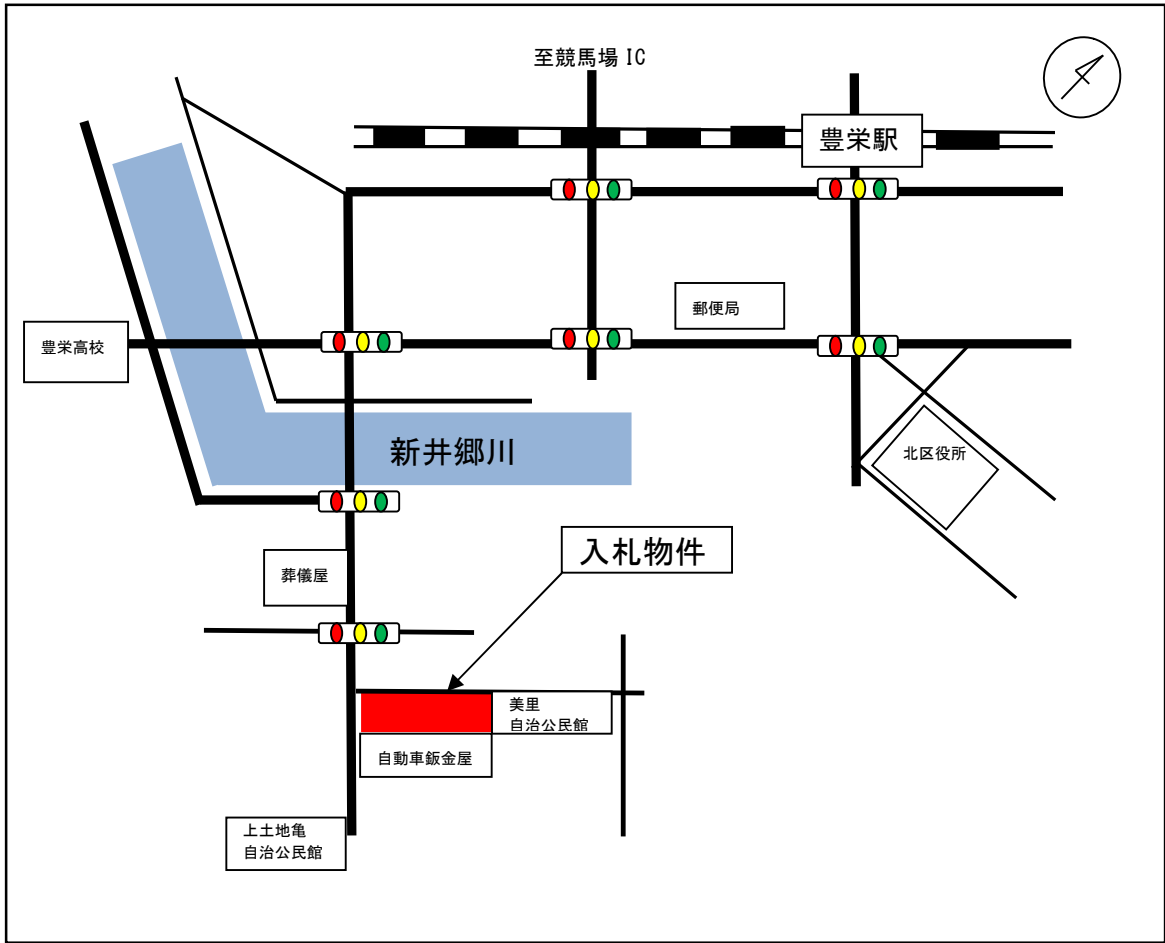
## 8 調書

物件番号 30-4		物件調書			
所在地	北区上土地亀字竹ノ通 2761番5				
地積	(実測) 187.96㎡	地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造	北側幅員約5.8メートル 西側幅員約5.6メートルの舗装道路(市道)に接する。				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化調整区域			
	用途地域	指定なし			
	建ぺい率	70%	容積率	200%	
	その他の制限	無し			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設		事業所名	電話番号	
	電気	引込み可	東北電力株	0120-175-466	
	上水道	引込み可	新潟市水道局	0120-411-002	
	下水道	引込み可	北下水道分室	025-387-1806	
	ガス	引込不可	北陸ガス株	025-229-7002	
交通機関	バス	新潟交通「他門大橋」バス停まで約560メートル			
	鉄道	JR「豊栄」駅まで約1.8キロメートル			
公共施設 (現地から)	施設名			現地からの直線距離	
	北区役所			約1.1キロメートル	
	新潟市立かやま保育園			約880メートル	
	新潟市立葛塚小学校			約350メートル	
	新潟市立光晴中学校			約540メートル	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路残地(上土地亀)として管理していた土地</li> <li>・文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</li> <li>・現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。</li> <li>・当該地は、「新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例」に定める「既存宅地」に該当し、開発行為等の一部が緩和されています。詳細については、北区役所建設課へお問合せください。</li> </ul>				

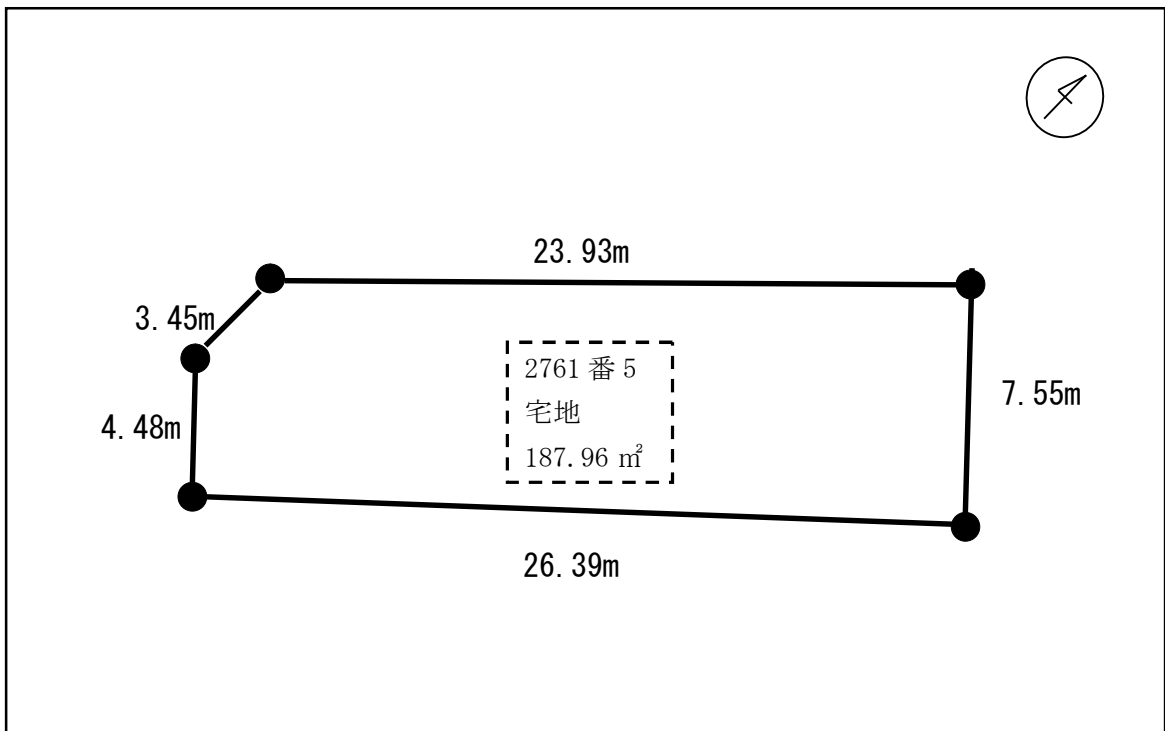


案内図

物件番号 30-4

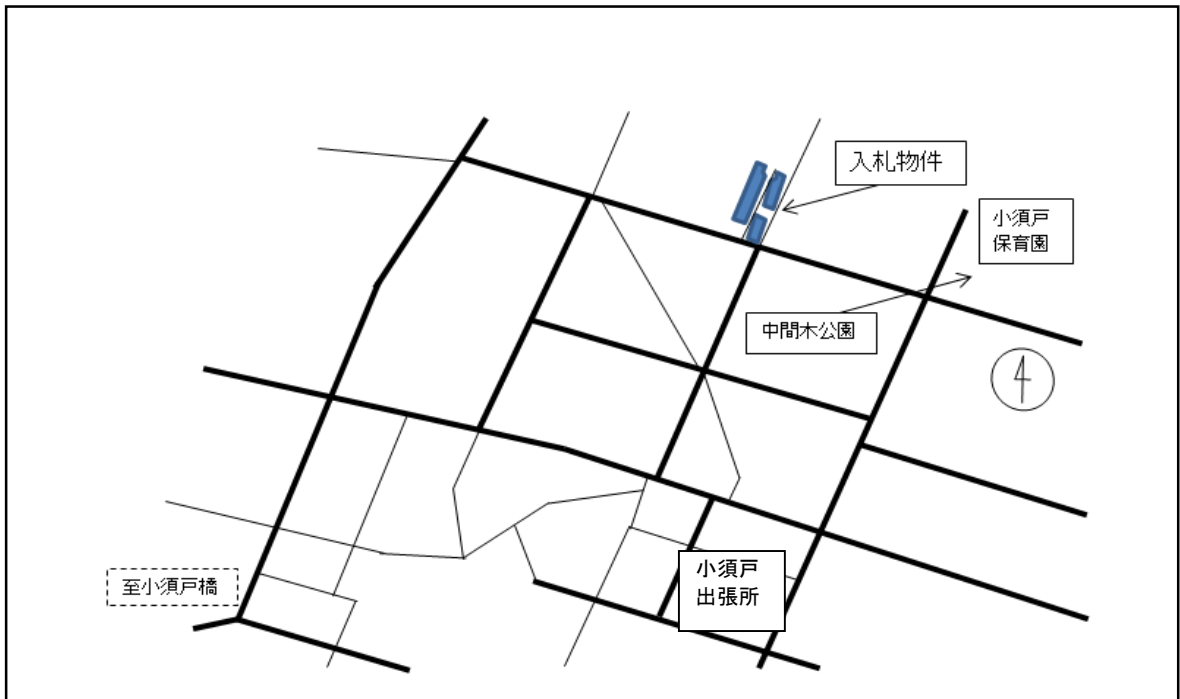


明細図

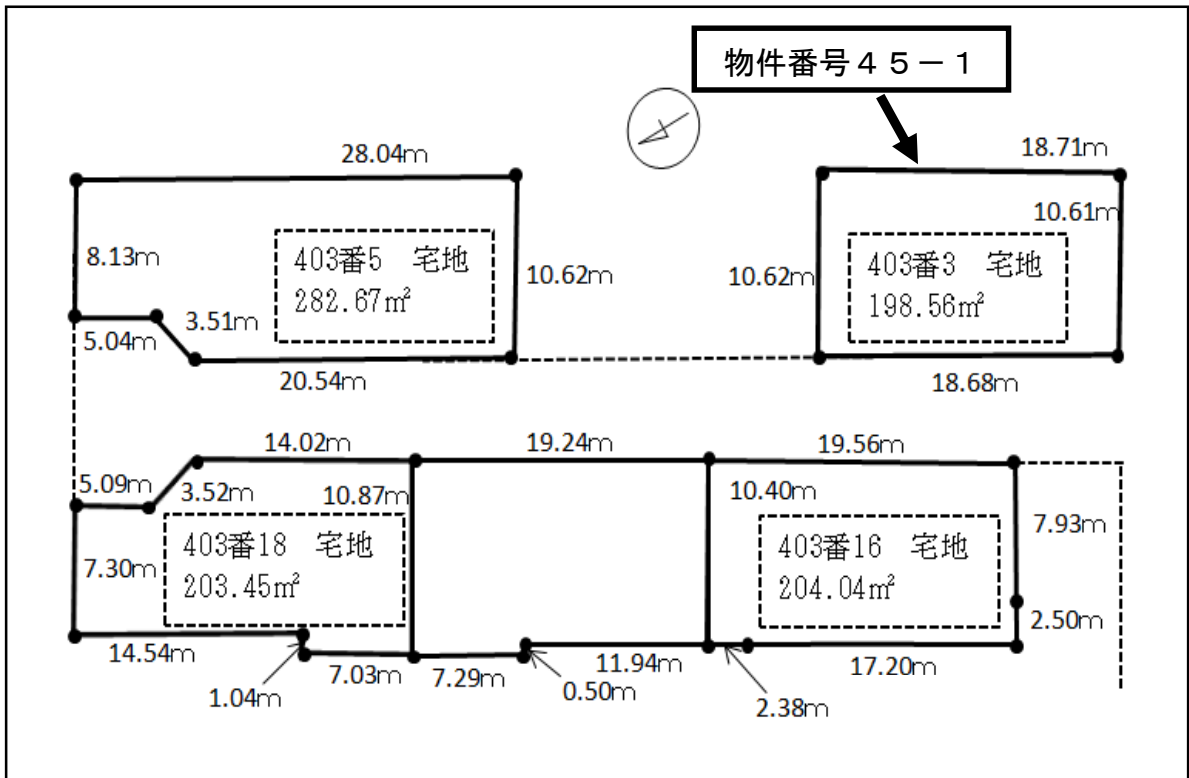


物件番号 45-1		物件調書			
所在地	秋葉区小須戸字町浦 403番3				
地積	(実測) 198.56㎡	地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造	東側幅員約2.7メートルの舗装道路(市道)に接する 南側幅員約8メートルの舗装道路(市道)に接する 西側幅員約6メートルの舗装道路(市道)に接する				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限	無し			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し		負担の内容	
供給処理施設の状況	供給処理施設		事業所名		電話番号
	電気	引込み可	東北電力(株)		0120-175-266
	上水道	引込み可	新潟市水道局		0120-411-002
	下水道	引込み済	秋葉下水道分室		0250-25-5820
	ガス	引込み可	越後天然ガス(株)		0250-24-2171
交通機関	バス	新潟交通「小須戸出張所前」バス停まで約400メートル			
	鉄道	JR「矢代田」駅まで約2.3キロメートル			
公共施設 (現地から)	施設名			現地からの直線距離	
	秋葉区役所小須戸出張所			約380メートル	
	新潟市立小須戸保育園			約210メートル	
	新潟市立小須戸小学校			約770メートル	
	新潟市立小須戸中学校			約770メートル	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道整備に伴う住宅移転用代替地でした。</li> <li>・現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。</li> <li>・文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</li> </ul>				

案内図

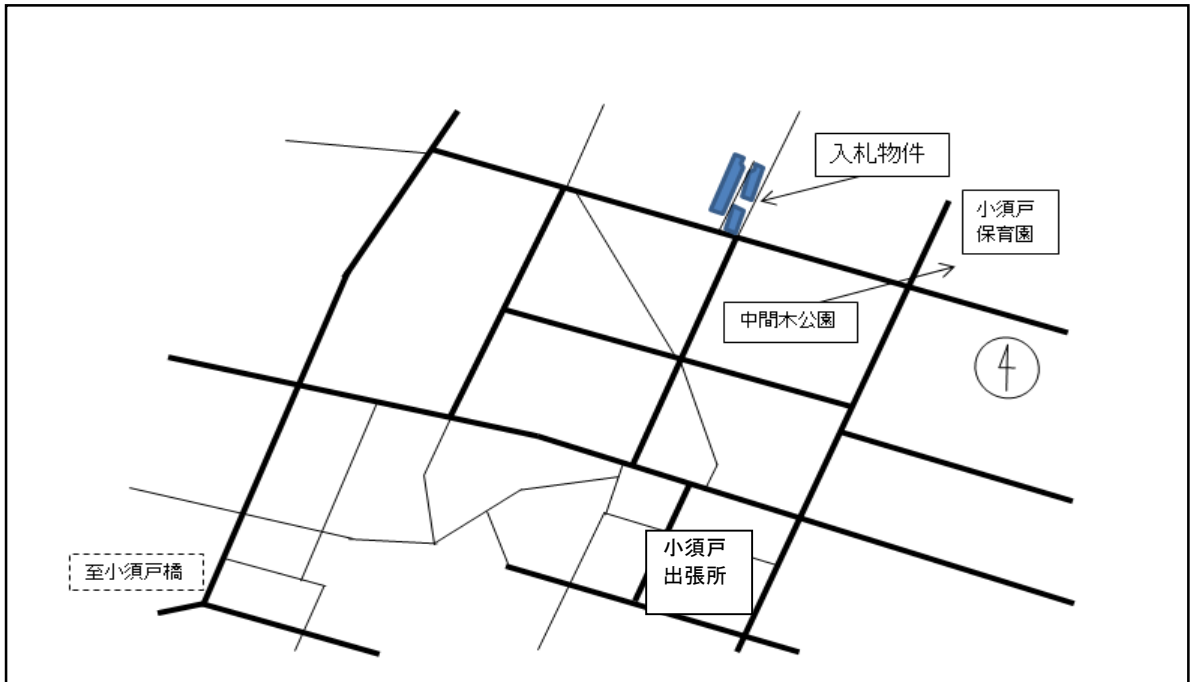


明細図

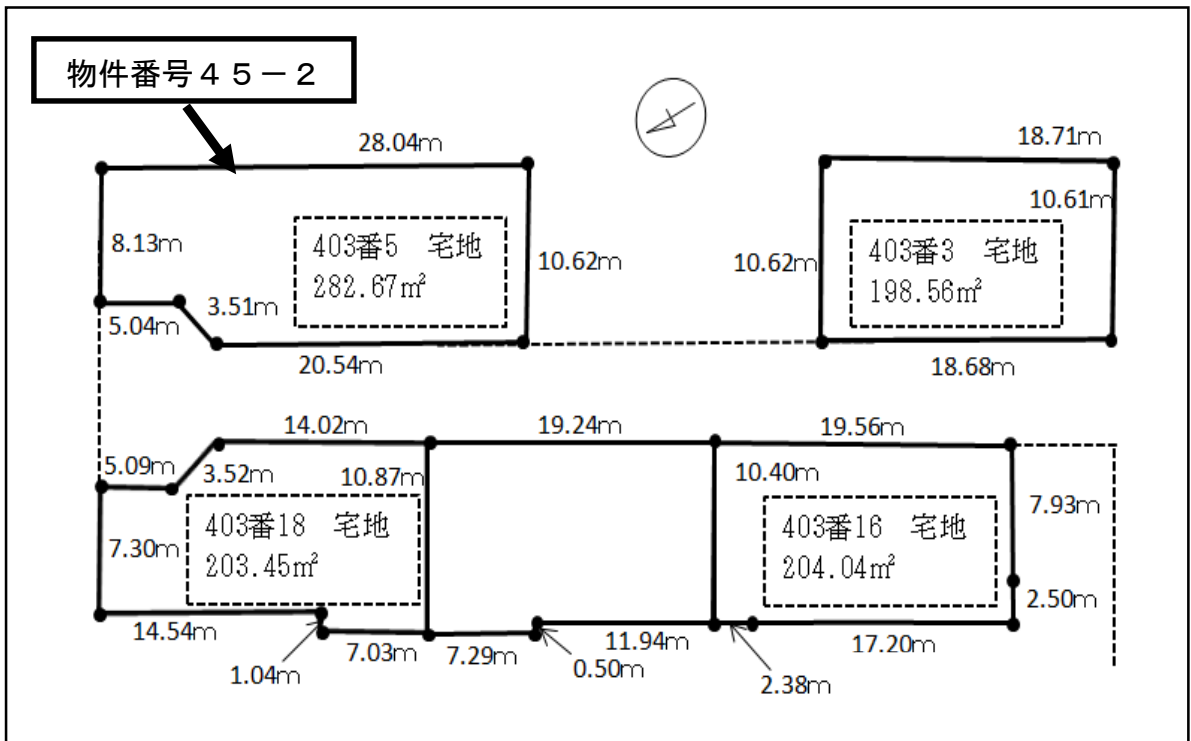


物件番号 45-2		物 件 調 書			
所在地	秋葉区小須戸字町浦 403番5				
地積	(実測) 282.67㎡	地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造	東側幅員約2.7メートルの舗装道路(市道)に接する 西側幅員約6メートルの舗装道路(市道)に接する				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限	無し			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設		事業所名	電話番号	
	電気	引込み可	東北電力(株)	0120-175-266	
	上水道	引込み可	新潟市水道局	0120-411-002	
	下水道	引込み済	秋葉下水道分室	0250-25-5820	
	ガス	引込み可	越後天然ガス(株)	0250-24-2171	
交通機関	バス	新潟交通「小須戸出張所前」バス停まで約400メートル			
	鉄道	JR「矢代田」駅まで約2.3キロメートル			
公共施設 (現地から)	施設名			現地からの直線距離	
	秋葉区役所小須戸出張所			約380メートル	
	新潟市立小須戸保育園			約210メートル	
	新潟市立小須戸小学校			約770メートル	
	新潟市立小須戸中学校			約770メートル	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道整備に伴う住宅移転用代替地でした。</li> <li>・現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。</li> <li>・文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</li> </ul>				

案内図

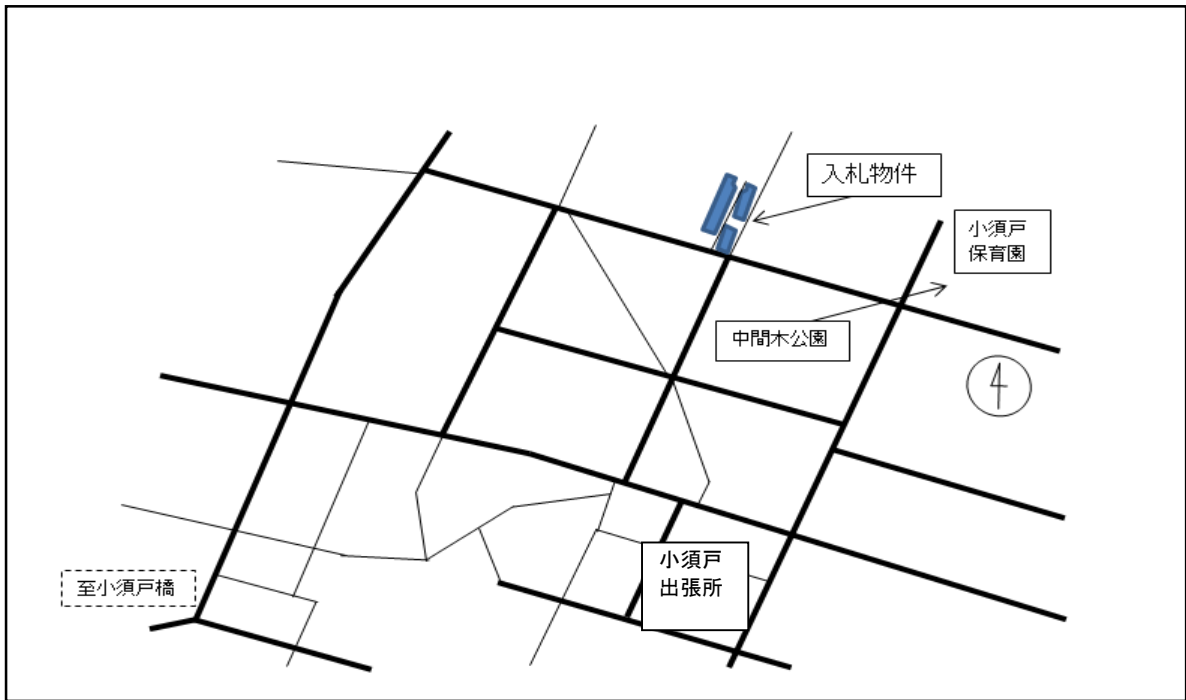


明細図

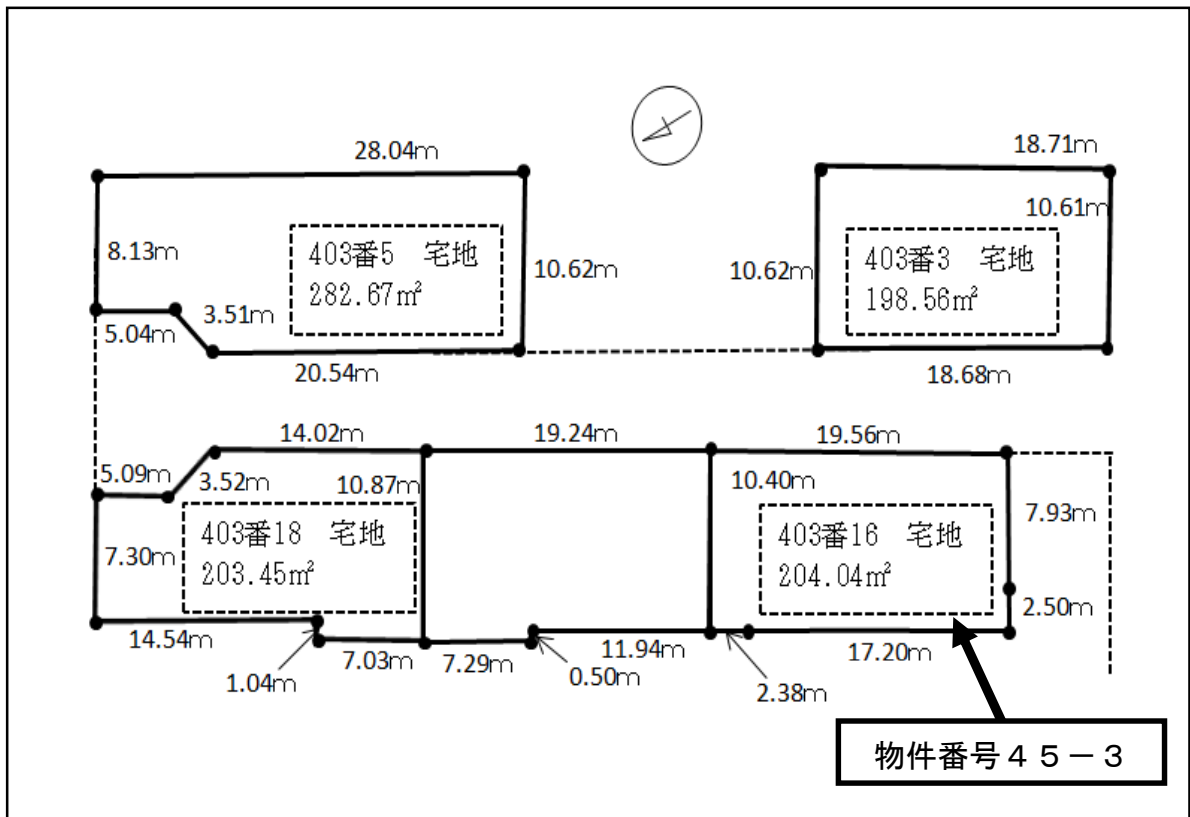


物件番号 45-3		物件調書			
所在地	秋葉区小須戸字町浦 403番16				
地積	(実測) 204.04㎡	地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造	東側幅員約6メートルの舗装道路(市道)に接する				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限	無し			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設		事業所名	電話番号	
	電気	引込み可	東北電力(株)	0120-175-266	
	上水道	引込み可	新潟市水道局	0120-411-002	
	下水道	引込み済	秋葉下水道分室	0250-25-5820	
	ガス	引込み可	越後天然ガス(株)	0250-24-2171	
交通機関	バス	新潟交通「小須戸出張所前」バス停まで約400メートル			
	鉄道	JR「矢代田」駅まで約2.3キロメートル			
公共施設 (現地から)	施設名			現地からの直線距離	
	秋葉区役所小須戸出張所			約380メートル	
	新潟市立小須戸保育園			約210メートル	
	新潟市立小須戸小学校			約770メートル	
	新潟市立小須戸中学校			約770メートル	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道整備に伴う住宅移転用代替地でした。</li> <li>・現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。</li> <li>・文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</li> </ul>				

案内図



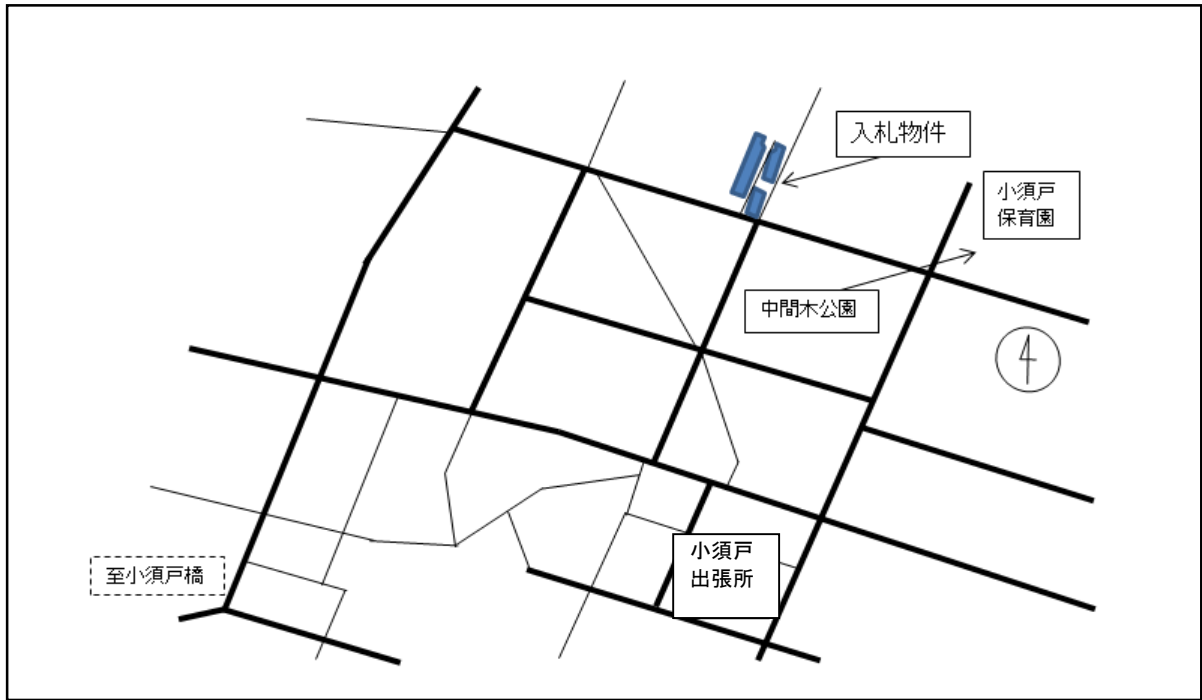
明細図



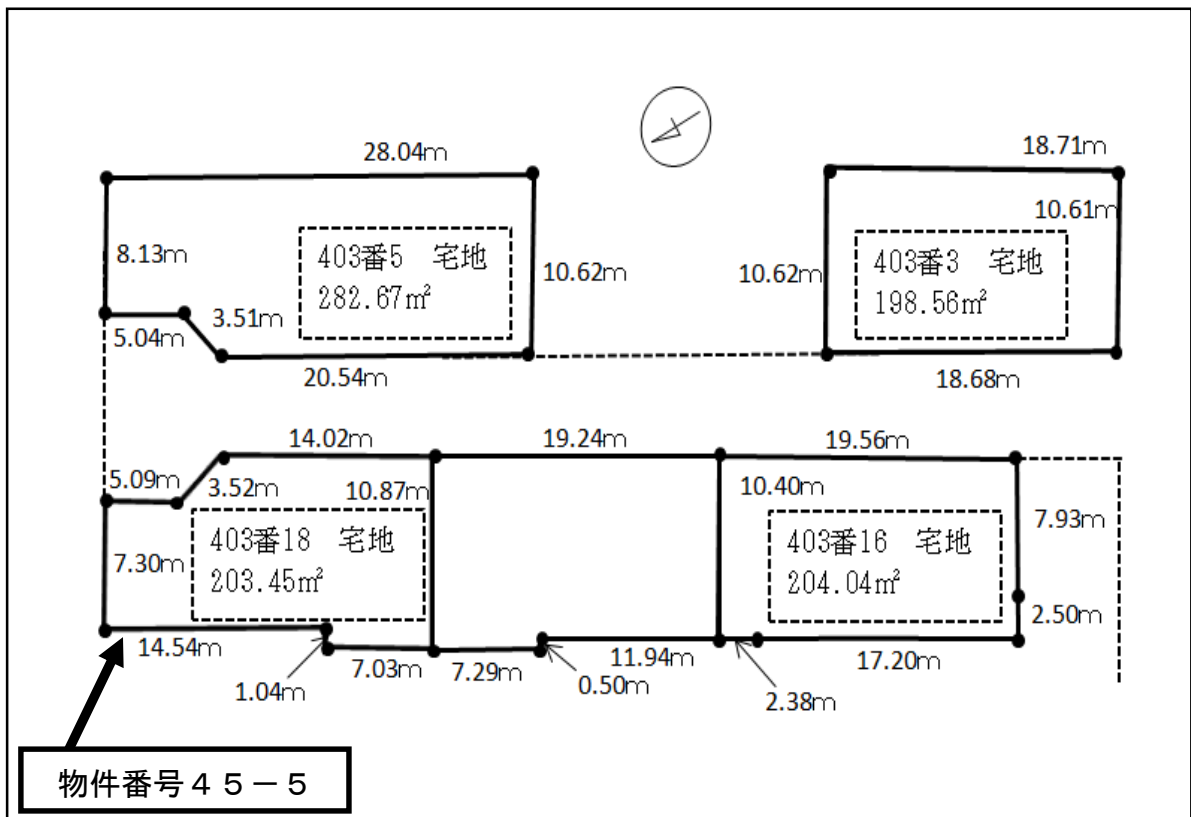
物件番号 45-5		物 件 調 書			
所在地	秋葉区小須戸字町浦 403番18				
地積	(実測) 203.45㎡	地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造	東側幅員約6メートルの舗装道路(市道)に接する				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限	無し			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設		事業所名	電話番号	
	電気	引込み可	東北電力(株)	0120-175-266	
	上水道	引込み可	新潟市水道局	0120-411-002	
	下水道	引込み済	秋葉下水道分室	0250-25-5820	
	ガス	引込み可	越後天然ガス(株)	0250-24-2171	
交通機関	バス	新潟交通「小須戸出張所前」バス停まで約400メートル			
	鉄道	JR「矢代田」駅まで約2.3キロメートル			
公共施設 (現地から)	施設名			現地からの直線距離	
	秋葉区役所小須戸出張所			約380メートル	
	新潟市立小須戸保育園			約210メートル	
	新潟市立小須戸小学校			約770メートル	
	新潟市立小須戸中学校			約770メートル	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道整備に伴う住宅移転用代替地でした。</li> <li>・現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。</li> <li>・文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</li> </ul>				



案内図



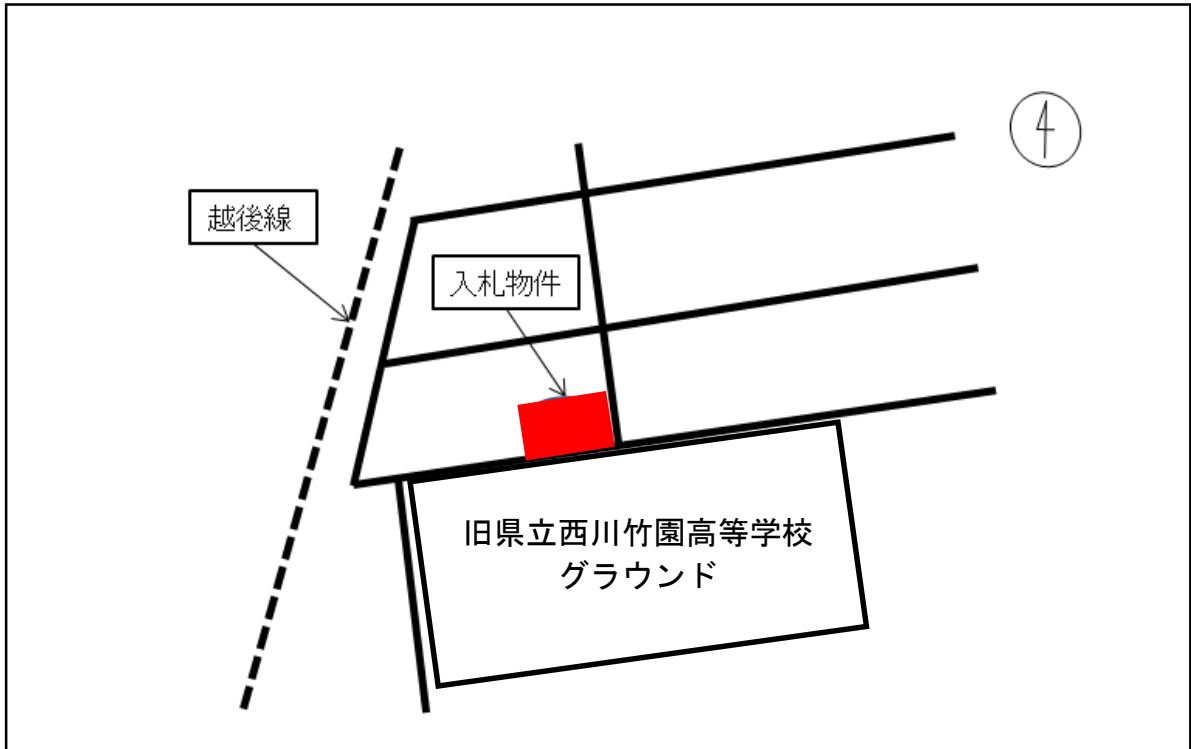
明細図



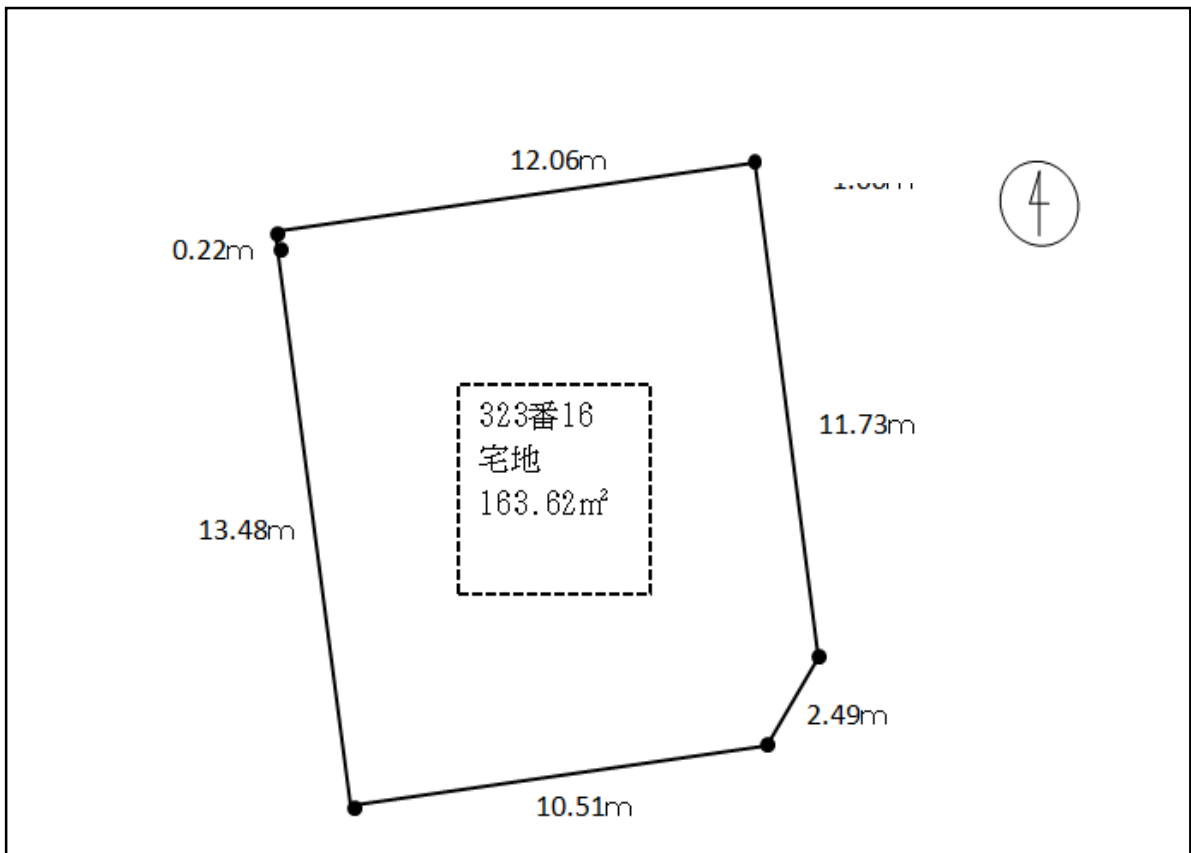
物件番号 74		物件調書			
所在地	西蒲区川崎字下辻323番16				
地積	(実測) 163.62㎡	地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造	東側幅員約5メートルの舗装道路(市道)に接する 南側幅員約5メートルの舗装道路(市道)に接する				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限	無し			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設		事業所名		電話番号
	電気	引込み可	東北電力(株)		0120-175-466
	上水道	引込み可	新潟市水道局		0120-411-002
	下水道	引込み可	新潟市西部地域下水道事務所		025-370-6371
	ガス	引込み済	蒲原ガス(株)		0256-70-1010
交通機関	バス	西蒲区福祉巡回バス「西川荘」バス停まで約130メートル			
	鉄道	JR「越後曽根」駅まで約480メートル			
公共施設 (現地から)	施設名			現地からの直線距離	
	西蒲区役所西川出張所			約770メートル	
	私立曽根おひさまこども園			約920メートル	
	新潟市立曽根小学校			約880メートル	
新潟市立西川中学校			約1.3キロメートル		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧西川竹園高等学校校長住宅跡地です。</li> <li>・現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。</li> <li>・文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</li> </ul>				

案内図

物件番号	74
------	----



明細図



## 9 市有財産売買契約書（案）〔契約保証金契約時納入〕

### 市 有 財 産 売 買 契 約 書

収 入  
印 紙

売渡人 新潟市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義に伴い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在・地番	区分	地積（実測）	摘 要
新潟市	土地	平方メートル	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（売却金額）円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約に関し、契約保証金として契約金額の100分の10以上をこの契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により納付しなければならない。

2 第3条の定める売買代金（契約保証金を除いた金額）の支払いがあったときは、第1項の契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約を解除されたときは、甲に帰属するものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、第3条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が第3条の売買代金を納付したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定による売買物件の所有権が、乙に移転したときに当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第8条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したのち、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合の際の責任）

第9条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(用途の制限事項)

第10条 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできない。

(違約金)

第11条 乙は、前条に規定する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第15条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は第1項の規定により、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条に規定する違約金又は第14条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約の関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

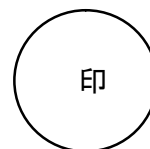
第19条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市  
新潟市長 中原 八一

乙 (落札者 住所・氏名)



## 10 市有財産売買契約書（案）〔売買代金契約時一括納入〕

### 市 有 財 産 売 買 契 約 書

収 入  
印 紙

売渡人 新潟市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義に伴い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在・地番	区分	地積（実測）	摘 要
新潟市	土地	平方メートル	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（売却金額）円とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、第3条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、この契約と同時に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第3条の売買代金を納付したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定による売買物件の所有権が、乙に移転したときに当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第7条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したのち、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合の際の責任）

第8条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（用途の制限事項）

第9条 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできない。

（違約金）

第10条 乙は、前条に規定する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相

当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第14条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第12条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は第1項の規定により、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第12条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第10条に規定する違約金又は第13条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約の関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

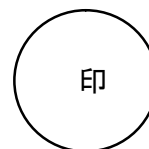


この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市  
新潟市長 中原 八一

乙 (落札者 住所・氏名)



様式 1

令和 年 月 日

新潟市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

## 市 有 財 産 売 却 申 込 書

下記のとおり市有財産を売却願いたく、関係書類を添えて申し込みいたします。

記

物件番号	所在地				
区 分	地 番	地 目	構 造	面積 (㎡)	
添付書類	1				
	2				

様式 2

同 意 書

令和 年 月 日

新潟市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

申込者との関係 \_\_\_\_\_

下記の者が先着順方式による市有財産の売却に申込することに  
します。

として同意

申込者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※申込人が、未成年者、被保佐人等の場合に使用

### 様式 3

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、先着順方式による市有財産の売却申込を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕  
住 所

\_\_\_\_\_  
〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕  
(ふりがな)  
氏 名

Ⓜ

\_\_\_\_\_  
生年月日  
(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

様式 4

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社 長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11年 11月 11日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1 番1号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

\* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。  
また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

## 【 申込受付場所・案内図 】



### ① 受付場所

新潟市役所本館 2階 財務部財産活用課

### ② 交通手段

JR新潟駅万代口より、新潟交通バスで市役所前下車 所要時間15分  
万代口バスターミナル0番線 路線番号：B1（萬代橋ライン）BRT

## 【 問い合わせ先 】

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 財務部 財産活用課

電話：025-226-2382

FAX：025-228-3010

メール：zaisan@city.niigata.lg.jp